学校給食費支援対象者の食物アレルギー等差額給付について

千葉市立 **中学校 ・ 特別支援学校** に在籍しているお子様のうち、生活保護、就学援助、第３子以降学校給食費無償化、特別支援教育就学奨励費の各制度により学校給食費の支援を受けており、食物アレルギー等やむを得ない理由により給食の全部または一部を喫食できない場合に、完全給食費との差額分を給付します。

※令和8年度から千葉市立小学校、第二特別支援学校在籍児童は対象外となります。

詳細は裏面「千葉市立小学校・第二特別支援学校在籍のお子様について」をご参照ください。

給付の対象となる要件

千葉市立学校に在籍している**中学校1年生**から**中学校3年生**（特別支援学校中学部1年生から中学部3年生）のお子さまについて、以下の1及び2をどちらも満たしている場合、給付の対象となります。（小学校・第二特別支援学校在籍のお子様については裏面を参照してください。）

1　下記いずれかの制度により学校給食費の支援を受けている。

（1）生活保護　（2）就学援助　（3）第3子以降の学校給食費無償化　（4）特別支援教育就学奨励費

※（4）は給食費の支援を受けられる支弁区分の決定を受けている場合。

2　食物アレルギー等やむを得ない理由により、完全給食を喫食していない。

※給食の区分が「完全給食」以外の学校給食変更届を在籍校へ提出している場合。
※給食の区分が「給食停止」の場合、学校へ代替食を持参し通学している場合。

申請から給付までのご案内

①申請

対象と見込まれるお子様がいらっしゃる世帯へ、**「学校給食給付金交付申請書」**を送付します。申請書が届きましたら、必要事項記入のうえ、同封の返信用封筒にて千葉市教育委員会保健体育課までご返送ください。（教育委員会保健体育課へご連絡いただき、窓口で直接提出いただくことも可能です。）

②審査

対象年度の末日までに申請いただいた方について、給付要件を満たしているか審査を行います。審査の結果、給付対象となるお子様について、当年度の給付対象期間を確定し、給付額を算定します。

③給付

審査は年度最終給食実施日以降に確定するため、審査結果および給付額をお知らせする「交付決定通知書※」の送付と給付金の支給は、令和 **9** 年 **5** 月頃となる予定です。あらかじめご了承ください。

令和8年度の給付申請期限及び給付対象期間

最終申請期限：令和9年3月31日（水）

給付対象期間：令和8年4月～令和9年3月
（給付の対象となる要件を満たす期間において）

※郵送の場合は当日消印有効、窓口の場合は当日受領分までとなります。
※各種支援制度（生活保護・就学援助・第3子以降無償化・就学奨励費）の申請期限ではありません。
※最終申請期限までに提出された申請について、上記の給付対象期間が適用されます。

（裏面へ）

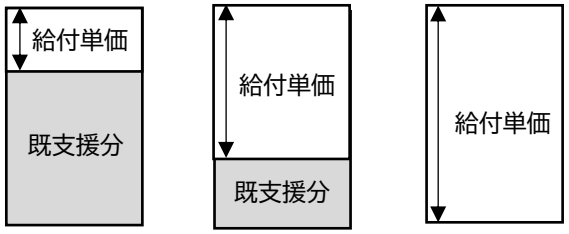
給付時期について

令和9年5月ごろ（令和8年度分について、まとめて1回の給付を行います。）

給付金額について

給付金額は、給付の対象となる要件（表面）をいずれも満たす期間のうち、学校が給食を実施した日におけるお子様の出席日数に、給食の区分に応じた単価（完全給食との差額）を乗じて計算されます。

※特別支援教育就学奨励費により給食費の支援を受ける場合は、支弁区分により給付単価が半額となることがあります。



牛乳停止　牛乳のみ　給食停止

給付金額＝給付単価×実績日数

※実績日数とは、給付の対象となる要件（表面）をいずれも満たす期間のうち、学校が給食を実施した日におけるお子様の出席日数です。

※実績日数には、行事等により学校で給食を実施しなかった日は含まれません。

生活保護の適用を受けている保護者の方へ：収入申告書の提出のお願い

生活保護の適用を受けている場合、本給付金の収入申告が必要となります。

交付金振込後に、交付確定通知書と併せて、各区社会援護課へ収入申告書をご提出ください。

※収入申告に係るお問い合わせは、各区社会援護課へお願いいたします。

第3子以降の学校給食費無償化を未申請の保護者の方へ

第3子以降学校給食費無償化の令和8年度申請をされていない保護者の方につきましては、本給付申請と併せて無償化の申請をいただくことで、令和8年4月まで遡って給付対象となる可能性があります。

なお、新たに第3子以降学校給食費無償化を申請する場合の期限は**令和9年2月26日（金）**となります。

申請についてご不明点のある保護者の方は、下記お問い合わせ先へご連絡ください。

千葉市立小学校・第二特別支援学校在籍のお子様について

令和8年度から、国の学校給食費の負担軽減措置により、千葉市立小学校及び第二特別支援学校に在籍する児童の学校給食費について、保護者負担の軽減を実施しています。

一方、やむを得ない事由により学校給食を全部または一部喫食していない児童については、この負担軽減措置の対象とならない部分が生じます。

このため、千葉市では、学校給食を「1か月以上継続して全部または一部を停止している小学生児童」の保護者の皆さまへ、学校給食に必要な食材費として国から自治体に支援されている額を給付します。

中学校・特別支援学校のお子さま HP はこちら

小学校・第二特別支援学校のお子さま HP はこちら

お問い合わせ先
千葉市教育委員会保健体育課　公会計班
℡：043-245-5909
〒260-8722
千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市役所高層棟10階